

議案第46号

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年愛西市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>